

診療報酬に関するお知らせ

「電子的診療情報連携体制整備加算」

当院は、オンライン資格確認や電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXに取り組み、他医療機関との電子的な診療情報連携体制を整備しています。これらの体制を活用し、より質の高い医療を提供するため、診療報酬上の「電子的診療情報連携体制整備加算」を算定する場合があります。

「外来感染対策向上加算」「発熱患者等対応加算」

当院では、以下の感染防止対策を徹底しております。

- 発熱や感染症が疑われる患者さんについては、一般の患者さんと接触しないよう、専用の導線を分けた診療スペースを確保しております。
- 当院では、「院内感染管理者」を定め、クリニック全体で感染対策に取り組んでいます。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的に実施しています。
- 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用しています。
- 基幹病院、医師会と医療体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

「一般処方名加算」

当院では、後発医薬品を含めた複数の医薬品から適切な薬剤を選択できるよう、一般名(成分名)による処方を行う場合があります。これに伴い、「一般処方名加算」を算定することがあります。

「外来・在宅ベースアップ評価料」

当院では、医療従事者の処遇改善と安定した医療提供のため、「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定しております。ご理解をお願いいたします。

「生活習慣病管理料(Ⅰ)(Ⅱ)」「特定疾患療養管理料」

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと、又はリフィル処方箋を交付する対応が可能です。これは「生活習慣病管理料(Ⅰ・Ⅱ)」における高血圧症、脂質異常症、糖尿病の療養指導に同意された患者様、及び「特定疾患療養管理料」の対象患者さんが該当します。

なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が可能であるかは、病状に応じて担当医が個別に判断いたします。

「ニコチン依存症」

当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。館内は全面禁煙となっております。

「情報通信機器を用いた診療について」

情報通信機器を用いた診療(初診)の場合、向精神薬を処方いたしません。

当院の「オンライン診療指針遵守チェックリスト」は、当院ホームページに掲載しています。

(URL: <https://stellamate-clinic.org/wp-content/uploads/040b2175a3b0cfa61f5e6316891bcad0.pdf>)

「アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料に係る事項について」

当院では、アレルギー診療に従事した経験を3年以上有する常勤医師を1名以上配置しています。

